

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次条」の下に「又は第三条の二」を加え、同項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（対象事件からの除外）」を付し、同条第一項中「畏怖し」を「畏怖し」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三条の二 地方裁判所は、第二条第一項各号に掲げる事件について、次のいずれかに該当するときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、これを裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならない。

一 公判前整理手続による当該事件の争点及び証拠の整理を経た場合であつて、審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたること又は裁判員が出頭しなければならぬと見込まれる公判期日若しくは公判準備が著しく多数に上ることを回避することができないときにおいて、他の事件における裁判員の選任又は解任の状況、第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の経過その他の事情を考慮し、裁判員の選任が困難であり又は審判に要すると見込まれる期間の終了に至るまで裁判員の職務の遂行を確

保することが困難であると認めるとき。

二 第二条第一項の合議体を構成する裁判員の員数に不足が生じ、かつ、裁判員に選任すべき補充裁判員がない場合であつて、その後の審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたること又はその期間中に裁判員が出頭しなければならぬと見込まれる公判期日若しくは公判準備が著しく多数に上ることを回避することができないときにおいて、他の事件における裁判員の選任又は解任の状況、第四十六条第二項及び同項において準用する第三十八条第一項後段の規定による裁判員及び補充裁判員の選任のための手続の経過その他の事情を考慮し、裁判員の選任が困難であり又は審判に要すると見込まれる期間の終了に至るまで裁判員の職務の遂行を確保することが困難であると認めるとき。

2 前条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定は、前項の決定及び同項の請求を却下する決定について準用する。

3 第一項の決定又は同項の請求を却下する決定をするには、あらかじめ、当該第二条第一項各号に掲げる事件の係属する裁判所の裁判長の意見を聴かなければならない。

第十六条第八号に次のように加える。

ホ 重大な災害により生活基盤に著しい被害を受け、その生活の再建のための用務を行う必要があること。

第二十七条の次に次の一条を加える。

(非常災害時における呼出しをしない措置)

第二十七条の二 裁判所は、前条第一項本文の規定にかかわらず、第二十六条第三項の規定により選定された裁判員候補者のうち、著しく異常かつ激甚な非常災害により、郵便物の配達若しくは取集が極めて困難である地域又は交通が途絶し若しくは遮断された地域に住所を有する者については、前条第一項の規定による呼出しをしないことができる。

第二十八条第二項中「並びに前条第一項ただし書」を、「、第二十七条第一項ただし書」に改め、「第六項まで」の下に「並びに前条」を加える。

第三十三条第三項中「次条第四項」を「第三十四条第四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(被害者特定事項の取扱い)

第三十三条の二 裁判官、検察官、被告人及び弁護人は、刑事訴訟法第二百九十条の二第一項又は第三項の

決定があつた事件の裁判員等選任手続においては、裁判員候補者に対し、正当な理由がなく、被害者特定事項（同条第一項に規定する被害者特定事項をいう。以下この条において同じ。）を明らかにしてはならない。

2 裁判長は、前項に規定する裁判員等選任手続において裁判員候補者に対して被害者特定事項が明らかにされた場合には、当該裁判員候補者に対し、当該被害者特定事項を公にしてはならない旨を告知するものとする。

3 前項の規定による告知を受けた裁判員候補者又は当該裁判員候補者であつた者は、裁判員等選任手続において知つた被害者特定事項を公にしてはならない。

第四十八条第二号中「第三条第一項」の下に「、第三条の二第一項」を、「事件」の下に「又は同項の場合議体で取り扱うべき事件」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第九十七条第五項中「おける」の下に「第二十七条の二、」を、「ついでには、」の下に「第二十七条の二中「前条第一項本文」とあるのは「第九十七条第二項」と、「第二十六条第三項の規定により選定された裁判員候補者」とあるのは「同条第一項に規定する選任予定裁判員」と、「前条第一項の」とあるのは「同条

第二項の「と、」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(以下「新法」という。)(第三十三条の二)(新法第三十八条第二項(新法第四十六条第二項において準用する場合を含む。)、第四十七条第二項及び第九十二条第二項において準用する場合を含む。)(の規定は、この法律の施行の日以後に開始された裁判員及び補充裁判員の選任のための手続並びに選任予定裁判員の選定のための手続について適用する。

(検討)

3 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としてより重要な役割を果たすものとなるよう、所要の措置を講ずるものとする。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律新旧対照条文

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>（対象事件及び合議体の構成）</p> <p>第二条 地方裁判所は、次に掲げる事件については、次 条又は第三条の二の決定があつた場合を除き、この法 律の定めるところにより裁判員の参加する合議体が構 成された後は、裁判所法第二十六条の規定にかかわら ず、裁判員の参加する合議体でこれを取り扱う。</p> <p>一 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係 る事件</p> <p>二 （略）</p> <p>2）7 （略）</p> <p>（対象事件からの除外）</p> <p>第三条 地方裁判所は、前条第一項各号に掲げる事件に ついて、被告人の言動、被告人がその構成員である団 体の主張若しくは当該団体の他の構成員の言動又は現 に裁判員候補者若しくは裁判員に対する加害若しくは その告知が行われたことその他の事情により、裁判員 候補者、裁判員若しくは裁判員であつた者若しくはそ の親族若しくはこれに準ずる者の生命、身体若しくは 財産に危害が加えられるおそれ又はこれらの者の生活 の平穩が著しく侵害されるおそれがあり、そのため裁 判員候補者又は裁判員が畏怖し、裁判員候補者の出頭</p>	<p>（対象事件及び合議体の構成）</p> <p>第二条 地方裁判所は、次に掲げる事件については、次 条の決定があつた場合を除き、この法律の定めるとこ ろにより裁判員の参加する合議体が構成された後は、 裁判所法第二十六条の規定にかかわらず、裁判員の参 加する合議体でこれを取り扱う。</p> <p>一 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係 る事件</p> <p>二 （略）</p> <p>2）7 （略）</p> <p>（対象事件からの除外）</p> <p>第三条 地方裁判所は、前条第一項各号に掲げる事件に ついて、被告人の言動、被告人がその構成員である団 体の主張若しくは当該団体の他の構成員の言動又は現 に裁判員候補者若しくは裁判員に対する加害若しくは その告知が行われたことその他の事情により、裁判員 候補者、裁判員若しくは裁判員であつた者若しくはそ の親族若しくはこれに準ずる者の生命、身体若しくは 財産に危害が加えられるおそれ又はこれらの者の生活 の平穩が著しく侵害されるおそれがあり、そのため裁 判員候補者又は裁判員が畏怖し、裁判員候補者の出頭</p>

を確保することが困難な状況にあり又は裁判員の職務の遂行ができずこれに代わる裁判員の選任も困難であると認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、これを裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならない。

2
2
6
(略)

第三条の二 地方裁判所は、第二条第一項各号に掲げる事件について、次のいずれかに該当するときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、これを裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならない。

一 公判前整理手続による当該事件の争点及び証拠の整理を経た場合であつて、審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたること又は裁判員が出頭しなければならぬと見込まれる公判期日若しくは公判準備が著しく多数に上ることを回避することができないときにおいて、他の事件における裁判員の選任又は解任の状況、第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の経過その他の事情を考慮し、裁判員の選任が困難であり又は審判に要すると見込まれる期間の終了に至るまで裁判員の職務の遂行を確保することが困難であると認めるとき。

二 第二条第一項の合議体を構成する裁判員の員数に不足が生じ、かつ、裁判員に選任すべき補充裁判員がない場合であつて、その後の審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたること又はその期間中に裁判員が出頭しなければならぬと見込まれる公判期日若しくは公判準備が著しく多数に上ること

を確保することが困難な状況にあり又は裁判員の職務の遂行ができずこれに代わる裁判員の選任も困難であると認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、これを裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならない。

2
2
6
(略)
(新設)

を回避することができないときにおいて、他の事件における裁判員の選任又は解任の状況、第四十六条第二項及び同項において準用する第三十八条第一項後段の規定による裁判員及び補充裁判員の選任のための手続の経過その他の事情を考慮し、裁判員の選任が困難であり又は審判に要すると見込まれる期間の終了に至るまで裁判員の職務の遂行を確保することが困難であると認めるとき。

2 前条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定は、前項の決定及び同項の請求を却下する決定について準用する。

3 第一項の決定又は同項の請求を却下する決定をするには、あらかじめ、当該第二条第一項各号に掲げる事件の係属する裁判所の裁判長の意見を聴かなければならない。

(辞退事由)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができる。

一 七 (略)

八 次に掲げる事由その他政令で定めるやむを得ない事由があり、裁判員の職務を行うこと又は裁判員候補者として第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭することが困難な者

イ 二 (略)

ホ 重大な災害により生活基盤に著しい被害を受け、その生活の再建のための用務を行う必要がある場合。

(辞退事由)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができる。

一 七 (略)

八 次に掲げる事由その他政令で定めるやむを得ない事由があり、裁判員の職務を行うこと又は裁判員候補者として第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭することが困難な者

イ 二 (略)

(新設)

(非常災害時における呼出しをしない措置)

第二十七条の二 裁判所は、前条第一項本文の規定にかかわらず、第二十六条第三項の規定により選定された裁判員候補者のうち、著しく異常かつ激甚な非常災害により、郵便物の配達若しくは取集が極めて困難である地域又は交通が途絶し若しくは遮断された地域に住居を有する者については、前条第一項の規定による呼出しをしないことができる。

(裁判員候補者の追加呼出し)

第二十八条 (略)

2 第二十六条第三項及び第四項、第二十七条第一項ただし書及び第二項から第六項まで並びに前条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二十六条第三項中「前項の規定により定められた員数」とあるのは、「裁判所が必要と認めた員数」と読み替えるものとする。

(裁判員等選任手続の方式)

第三十三条 (略)

2 (略)

3 裁判員等選任手続は、第三十四条第四項及び第三十六条第一項の規定による不選任の決定の請求が裁判員候補者の面前に行われないうようにすることその他裁判員候補者の心情に十分配慮して、これを行わなければならない。

4 (略)

(被害者特定事項の取扱い)

第三十三条の二 裁判官、検察官、被告人及び弁護人は、刑事訴訟法第二百九十条の二第一項又は第三項の決

(新設)

(裁判員候補者の追加呼出し)

第二十八条 (略)

2 第二十六条第三項及び第四項並びに前条第一項ただし書及び第二項から第六項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二十六条第三項中「前項の規定により定められた員数」とあるのは、「裁判所が必要と認めた員数」と読み替えるものとする。

(裁判員等選任手続の方式)

第三十三条 (略)

2 (略)

3 裁判員等選任手続は、次条第四項及び第三十六条第一項の規定による不選任の決定の請求が裁判員候補者の面前に行われないうようにすることその他裁判員候補者の心情に十分配慮して、これを行わなければならない。

4 (略)

(新設)

定があつた事件の裁判员等選任手続においては、裁判员候補者に対し、正当な理由がなく、被害者特定事項（同条第一項に規定する被害者特定事項をいう。以下この条において同じ。）を明らかにしてはならない。

2 裁判長は、前項に規定する裁判员等選任手続において裁判员候補者に対して被害者特定事項が明らかにされた場合には、当該裁判员候補者に対し、当該被害者特定事項を公にしてはならない旨を告知するものとする。

3 前項の規定による告知を受けた裁判员候補者又は当該裁判员候補者であつた者は、裁判员等選任手続において知つた被害者特定事項を公にしてはならない。（裁判员等の任務の終了）

第四十八条 裁判员及び補充裁判员の任務は、次のいずれかに該当するときに終了する。

一（略）

二 第三条第一項、第三条の二第一項又は第五条ただし書の決定により、第二条第一項の合議体を取り扱っている事件又は同項の合議体で取り扱うべき事件の全てを一人の裁判官又は裁判官の合議体で取り扱うこととなつたとき。

第九十七条（略）

2 4（略）

5 第一項の規定により選任予定裁判员を裁判员に選任する場合における第二十七条の二、第二十九条第一項及び第二項並びに第三十八条第一項の規定の適用については、第二十七条の二中「前条第一項本文」とあるのは「第九十七条第二項」と、「第二十六条第三項の

（裁判员等の任務の終了）

第四十八条 裁判员及び補充裁判员の任務は、次のいずれかに該当するときに終了する。

一（略）

二 第三条第一項又は第五条ただし書の決定により、第二条第一項の合議体を取り扱っている事件のすべてを一人の裁判官又は裁判官の合議体で取り扱うこととなつたとき。

第九十七条（略）

2 4（略）

5 第一項の規定により選任予定裁判员を裁判员に選任する場合における第二十九条第一項及び第二項並びに第三十八条第一項の規定の適用については、第二十九条第一項及び第二項中「裁判员候補者」とあるのは「選任予定裁判员」と、第三十八条第一項中「前条第一

規定により選定された裁判員候補者」とあるのは「同
条第一項に規定する選任予定裁判員」と、「前条第一
項の」とあるのは「同条第二項の」と、「第二十九条第
一項及び第二項中「裁判員候補者」とあるのは「選任
予定裁判員」と、「第三十八条第一項中「前条第一項」
とあるのは「第九十七条第一項」とする。

項」とあるのは「第九十七条第一項」とする。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(衆議院法務委員会)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 長期間の審判を要する事件等は、国民の関心が高く、社会への影響も大きい事件が多いことから、裁判員制度が創設された目的に鑑み、その除外決定は極めて例外的な措置であることなど、本法の趣旨の周知徹底に努めること。

二 審判に著しい長期間を要する事件等の対象事件からの除外決定は極めて例外的な措置であることに鑑み、除外の要否の検討を行う前提として、関係者の協力の下、公判前整理手続等において必要な審判期間及び公判期日等についての十分な検討を行うとともに、できる限り裁判員等選任手続の実施を図り、裁判員裁判を実施するために最大限の努力を尽くすことなど、本法の趣旨に沿った運用がなされるよう周知徹底に努めること。

三 本法の附則に基づく三年経過後の検討の場を設けるに当たっては、国民の視点からの見直しの議論が行われるよう、裁判員経験者、犯罪被害者等の意見が反映されることとなるように、十分に配慮すること。

四 裁判員裁判の円滑な実施を図るため、裁判員制度施行後の辞退率の上昇及び出席率の低下について十分な検討を加え、必要な措置を講じること。

五 事業者による特別な有給休暇制度の導入などの職場環境改善の促進、保育所・学童保育等を日常的に利用していない者がこれらの施設を利用することの確保等、できる限り国民が裁判員として裁判に参加できるような環境の構築に向けて、更に積極的に取り組むこと。

六 国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に訴訟手続を行う制度の在り方について、差し当たり刑事訴訟手続における国民参加の制度である裁判員制度が導入されたことに鑑み、国民の司法に対する理解・支持を更に深め、司法の国民的基盤をより強固なものとして確立するため、広範な視点に立つて検討を行うこと。

七 本法の附則に基づく三年経過後の検討に当たっては、死刑事件についての裁判員制度の在り方、性犯罪についての対象事件からの除外などの犯罪被害者等の保護の在り方、否認事件への裁判員参加の在り方、裁判員等の守秘義務の在り方等、当委員会において議論となった個別の論点については、引き続き裁判員制度の運用を注視し、十分な検討を行うこと。

八 裁判員制度施行後における殺人罪及び強盗致死傷罪等の起訴率の低下と制度の影響との因果関係について、本法の附則に基づく検討までに検証を行うこと。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(参議院法務委員会)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 長期間の審判を要する事件等の裁判員対象事件からの除外手続については、司法の国民的基盤の確立を目的とする裁判員制度の趣旨に鑑み、その決定は極めて例外的な措置であることを踏まえた的確な運用がなされるよう周知徹底すること。

二 裁判員制度施行後の辞退率の上昇及び出席率の低下について十分な調査を行うとともに、裁判員裁判に対する国民の参加意欲を高めるため、法教育や裁判員制度の意義及び内容に関する広報啓発活動を拡充し、裁判員経験者の体験を広く国民が共有できるよう努めること。

三 裁判員の心理的負担を緩和するための方策の推進及び裁判員等の守秘義務の範囲の明確化について更に取り組むとともに、裁判員制度の運用を注視しつつ、守秘義務の在り方全般にわたって引き続き十分な検討を行うこと。

四 地方公共団体、企業等との協力体制を強化して、特別な有給休暇制度の導入や託児・介護施設の優先的利用等、仕事や家庭を持つ国民が裁判員等として活動しやすい環境の整備について更に積極的に取り組むこと。

五 本法附則に基づく三年経過後の検討の場を設けるに当たっては、国民の視点からの見直しの議論が行

われることの重要性を踏まえ、裁判員経験者、犯罪被害者、法廷通訳人などの裁判員裁判関係者の意見が反映されるようにすること。

六 当該検討に当たっては、国民の司法に対する理解・支持を更に深め、司法の国民的基盤をより強固なものとして確立する観点から、裁判員制度の対象の範囲、死刑事件についての裁判員制度の在り方、公判前整理手続の在り方等について着目し、十分な検討を行うこと。